

民間におけるマイナンバー制度対応

—個人と企業は何をしなければならないか—



野村総合研究所 総合企画センター
新事業企画室 上級研究員

つかだ ひでとし
塚田 秀俊

専門はマイナンバー制度の研究・コンサルティング

マイナンバー制度は個人にも企業にも大きな影響を与える。個人はマイナンバーを含む自己の個人情報を適切に管理することを、企業は「安全管理措置」を構築してマイナンバーの収集・保管・利用・廃棄を実施することを求められる。本稿では、企業における制度対応のポイントを解説する。

マイナンバー制度への個人の対応

マイナンバー制度は、「行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤」（内閣官房社会保障改革担当室・内閣府大臣官房番号制度担当室による概要資料）として導入される制度である。政府は、制度の目的の1つに「国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会の実現」を掲げている（総務省自治行政局住民制度課「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針（概要）」）。マイナンバー制度の重要なポイントがこの一文に表されている。すなわちマイナンバーを含む個人情報を自分自身が適切に管理し、どのように利用されているのかを把握できることが必要だということである。

このためマイナンバー制度は、民間企業などが税や社会保障の手続きで従業員のマイナンバーの提供を求める場合、利用目的を提示することが義務付けられている。また、2017年1月から利用開始が予定されている「マイ・ポータル」という政府のインター

ネットサービスでは、行政機関などがマイナンバーを含む自己の情報をいつでもやり取りしたのかを照会できることになっている。このような措置を通じて、「国民が自己情報をコントロールできる社会」が実現される。

マイナンバー制度は、個人にも一定の役割を求めている。まず、個人が心がけるべきことは次の2つである。

- ①制度の趣旨を理解し、自分のマイナンバーを含む個人情報を適切に管理する（SNSなどにマイナンバーを掲載しないなど）
- ②マイナンバーの提供を求められたときは、相手との関係、相手から示された利用目的をよく考え、提供すべきか否かを適切に判断する

次に、個人がなすべきことについて確認しておこう。

①通知カードの受け取り

2015年10月から、マイナンバーが記された紙製の「通知カード」の送付が始まる。通知カードにより自分のマイナンバーを知ることとなるので、これを確実に受け取る必要がある。通知カードは住民登録された市区町

村の住所宛てに送付されるため、住民票の住所に居住していない場合は、住民票を移すなどの対応が必要となる。

②マイナンバーの提供

2016年1月から行政手続きでのマイナンバーの利用が始まるため、勤め先や金融機関などからマイナンバーの提供を求められるようになる。利用目的を理解し、提供が必要と判断したら、自分のマイナンバーを示す書類（通知カード、個人番号カード、マイナンバーが記載された住民票、住民票記載事項証明書）と本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）を提示する。

マイナンバーの提供先には表1に示すものがあり、複数の相手に同様の手続きでマイナンバーを提供することも多いであろう。また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）の改正案が2015年の通常国会に提出される予定で、これが可決されると預金にもマイナンバー制度が導入される。そうすると口座開設時などにも銀行からマイナンバーの提供を求められることになる。

企業が求められる制度対応

企業は、社会保障・税に関する手続きにおいて、従業員や取引先個人のマイナンバーを

表1 マイナンバーの主な提供先

提供先	提供するマイナンバー	利用目的
勤務先	自分 扶養親族	源泉徴収事務 社会保険事務
税務署	自分	確定申告
報酬・家賃等 受取先	自分	支払調書 作成事務
金融機関	自分	有価証券取引に伴う 調書作成事務
保険会社	自分	年金・配当金受け取りに伴う支払調書 作成事務

記載した書類を行政に提出することになる。これまでの書類にマイナンバーを付記するだけではあるが、これを行う上で、情報漏えいなどが発生しないよう「特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン」（以下、「特定個人情報保護ガイドライン」）などに準拠して安全管理措置を講じなければならない（P.12～P.15「マイナンバー制度で必要な安全管理措置」参照）。その措置を順守しながらいかにマイナンバー付記という業務を実装するかが、企業にとって課題となる。

ここでは、準備フェーズと実行フェーズに分けて、企業に必要な制度対応のポイントについて述べる（図1参照）。

(1) 準備フェーズのポイント

①現行の税・社会保障業務の分析では、いつ、どこで、誰がマイナンバーを取り扱う

図1 企業に求められるマイナンバー制度対応のプロセス

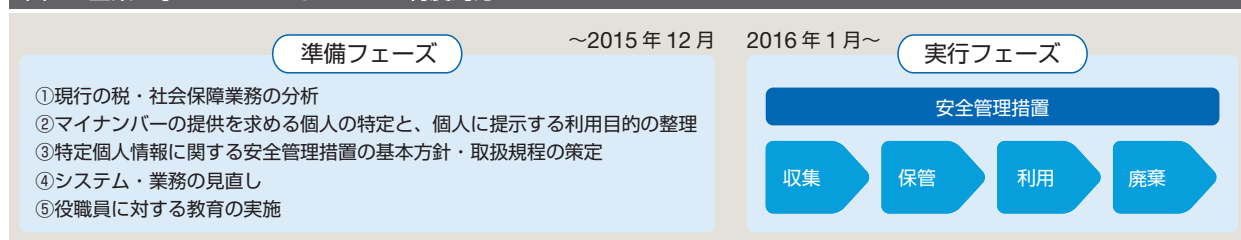
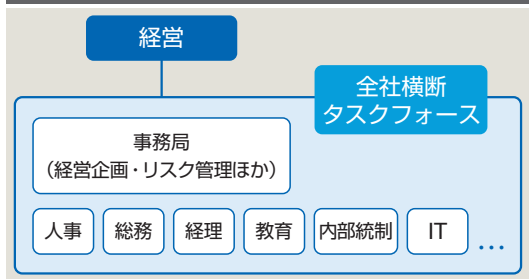


図2 タスクフォースの構成例



ことになるかを明確化する。これに基づいて、マイナンバーを含む特定個人情報の取扱者、取扱部署を明確化する（リスク所在の明確化措置）。

②安全管理措置の基本方針および取扱規程を策定したら、それに基づいてシステムと業務の見直しを行う。

③マイナンバーの提供を求める相手には、従業員のほか支払調書を作成している個人も含まれる。相手に提示する「利用目的」は、網羅性と妥当性の検証が必要である。

このほか、全国の企業が一斉にマイナンバー制度への対応準備を始めることを考慮して、資材（紙、封筒、プライバシーシールなど）を確保することも必要になる。また、マイナンバーを登録する入力オペレーターの計画的な確保も必要である。

マイナンバー制度は、その影響範囲が個人に関わる業務全般（人事・厚生、経理、総務、IT、コンプライアンスなど）に及ぶ。そのため、マイナンバー制度への対応ではシステムはもとより業務設計に大きなポイントがある。また、業務設計の内容によっては、全社的な組織体制の見直しが必要になることも考えられる。そのため、準備に当たっては、全社横断的なタスクフォース（特別チーム）のような組織を設置することが有効である

（図2参照）。

(2) 実行フェーズのポイント

①マイナンバーの収集に際し、相手が提供を拒む場合は、その交渉経緯を記録しておくべきである。マイナンバーを受け入れる際は、本人確認およびマイナンバーの真正性確認が必要である。

②マイナンバーの保管に当たっては、「特定個人情報保護ガイドライン」などに準拠してシステムにおける情報漏えい対策を実施しなければならない。

③行政提出書類にマイナンバーを付記するためには、これに合わせた業務・システム設計が必要である。

④不要となったマイナンバーおよびマイナンバー記載書類（データ）は速やかに廃棄しなければならない。これまで多くの企業では、法定保存期限を超えて書類を保存しているが、廃棄については倉庫が書類でいっぱいになったり、記憶媒体がいっぱいになったりしたら行うなど、明確な決まりを設けていないことが多い。マイナンバーを含む特定個人情報の目的外保管を排除するために、廃棄業務をスケジュール管理することが必要である。

対応負荷が大きい金融機関

証券会社、銀行、保険会社のような金融機関は、前節で述べた企業としての対応のほか、2016年1月のマイナンバー利用の開始時点では、表2に示す業務でマイナンバーの記載が必要になる。

これらの業務における制度対応のポイント

表2 金融機関におけるマイナンバー対応

分野	対象業務	対象者	猶予措置
証券・銀行等	有価証券取引	投資家	3年間
銀行	海外送金	送金者	無
保険	一定金額の年金支払い・配当金支払いのある保険契約	契約者 受取人	無

は以下のとおりである。

(1) 有価証券取引業務

① 対象顧客の特定

マイナンバーの提供要請業務を効率化するためには、有価証券取引口座管理システムで、いかに名寄せのレベルを高められるかがポイントになる。すなわち、名寄せができていない場合には、投資家に対して一括してマイナンバーの提供を求めることが可能だが、名寄せが不完全な場合には、契約単位でマイナンバーの提供を求めざるを得なくなる。これは金融機関だけでなく投資家にとっても負担となる。

② マイナンバー提供要請のタイミング

マイナンバーの提供要請は、口座開設から支払調書作成までの間に行う必要がある。投資家から確実にマイナンバーを取得できるタイミングはいつかを検討すべきである。

③ マイナンバー廃棄のタイミング

解約された口座や、使われない口座のマイナンバーの廃棄時期を明確に規定し、業務・システムに実装する必要がある。

(2) 保険業務

① マイナンバー提供要請のタイミング

保険契約の締結時に提供を求めるのか、保険事故発生時に提供を求めるのかを、保険契約の特性とマイナンバー収集の確実性という観点で整理する必要がある。

表3 制度詳細の公表状況(3月27日現在)

分野	所管	公表状況
マイナンバー運用	総務省	公表済み
国税	国税庁	記載書類公表済み 様式一部未公表
地方税	総務省	様式未公表
社会保障	厚生労働省	手続き一部公表済み 一部様式公表済み 既存役職員・扶養家族の取り扱い未公表
特定個人情報保護ガイドライン	特定個人情報保護委員会	公表済み

② マイナンバー収集のチャネル

保険は保険会社本体だけでなく代理店などを通じて販売されるケースが多い。安全管理措置、顧客との接点などを考慮して最適なマイナンバー収集のチャネルを検討する必要がある。

持続的な制度対応態勢の構築を

2015年3月から政府広報も本格的に始まり、制度への国民の関心も高まってきている。その一方、制度の詳細についてはまだ公表されていない部分もある(表3参照)。マイナンバーの収集と利用開始までに残された時間は短く、制度対応を確実に行うためには、着手できるところから実行に移すことが重要である。

今後、マイナンバー制度の適用範囲、運用方法が見直されるであろうこと、安全管理措置の厳格化などの可能性があることなどから、制度の運用開始以降もそれらに対応できる持続的な態勢の構築が必要であることを付け加えておきたい。